時事新報

新聞難

新聞紙は文明世界の一大利器なり人事の廣き其際限を見ず人事の多き其數を盡すべからずといへども凡そ人間社會の事物として一も新聞紙の關係を免かるゝものなし既に新聞紙に關係を有すれば多少其勢力を感ぜざること能はざるは無論の事にして今の文明世界に於て人間發見の諸物中特に新聞紙の效力の大なるを見るは蓋し其理由のあるものと思はるゝなり蓋し新聞紙の記載する所のものは千差萬別瑣事要報或は實事あり或は虛傳あり怱々に記し去りて怱々に讀み去り一たびされと讀みたれば再たびこれを讀む者なく今日の記事は明日尚は人の記臆に存するもれは甚だ稀なり然れども多き記事中には或は一笑を催すべき奇談あり或は知識を增進すべき緊要事ありて世上幾千萬種個々別々の人の其地位と思想とを異にするにも拘はらず毎日の新聞紙面何程空漠たるものと思はるゝものにても其中に就き必ず一二事位我意を引くに足るものを見出し得ざるは甚だ稀にして我適意の記事と讀むの序に我不適意の記事をも一讀し知らず識らずの際に何時しか其新聞と同感同說の人と爲り其感其說は遂に發して社會の人事と爲るを尋常の例とするがゆゑに學校の教育も寺院の說法も政府の命令も新聞紙の前に立ちては大に其力の薄弱にして及ぶ所の狹きを感ずるは今れ文明世界の常態なり然れども斯は所謂文明國の事にして他は然らず我日本の如き尚は未だ文明に不足する所あるか今日まで未だ曾て斯る事實を目擊したることなしと覺ふるなり日本新聞紙の無力なる記事の乏しき記事の雜駁ならざる記事の境界の狹隘なる未だ以て新聞紙の本分を盡すものといふべからず我々當局者の常に慚愧する所にして近來少なく新聞紙の勢力の世に現はるゝを見て文明の事例なきにもあらずといへども誠に云ふに足らざる小勢力にしてされと歐米文明國の新聞紙が執る所れ權柄に比すれば雲泥の相違も啻ならず實に恥かしくも亦歎はしき次第なりといふべし新聞紙の新聞紙たらざる其罪固より我々當局者に在りて敢て他人の與り知る所にあらずといへども然れども退いて我日本社會の今の有樣を熟察すれば此罪の全部を取て直ちにされと新聞當局者の負擔に歸せんとするは或は聊か過酷に過ぐるの情實もあるべく我輩の未だ甘服する能はざる所あり此程新たに歐米より歸朝したる友人あり一日我輩を訪ひ内外の時事を談ず勇氣凛々忘身をべて文明ならざる所なし談新聞紙の事に亘るに及んで友人口を極めて日本新聞紙を罵り我輩と責めて措かず曰く日本新聞紙の紙幅の小なる、其價の割合に大なる、記事の乏しき、電報の寥々たる、報道の遲き、外國の記事に精しからざる、廣告の少なき實に言語道斷なるものなり曰く日本新聞紙上時に論者の記載なきにあらず其論ずる所公明正大にして天地に愧ぢざるの名論も少なからざるとも何故にや自家れ姓名を明記したるものは殆んど絕無なり歐米にても新聞紙上の寄書に悉く姓名を明記せるにはあらざれども原文には仮號の外に姓名住所を明記して記事の虛あらざるを證す否らざれば新聞社に於てその投書とそるを例とそ日本新聞紙には未だ斯る例を見ざるが如し曰く社會の新出來事にして世上到る所喋々されと論議し苟くも世事に心を寄する程の人にて最早されを知らざるものなき程の公然たる事柄にして新聞紙上曾て其記事を見ざること多し何ぞ探訪の迂濶なるや又世人の大に注意する事柄にして新聞紙上日々精細なる記事を見る折柄一日突然これを廢し爾後其音も香も聞かざること多し何ぞ怠惰の甚だしきや曰く日本新聞紙上の論說甚だ卓絕高妙にして歐米大新聞の社說とするも決して恥かしからざる名論の甚だ多きにも拘はらず兎角行文字句の間甚だ曖昧模糊として其論旨の果して何邊に在るかを知るに苦しむもれ概して皆然らざるはなし文章は婉曲と貴ぶなどいふは支那れ專制政治の下に養はれたる老儒者輩れ卑屈說にして今の繁劇多忙なる世の中に通用すべきものにあらず文明の文章は簡單明白一讀即通そるを要す吃辯者が金の無心を言ふが如きやうの文章は新聞論說の文體とすべきものに非ざるなりと此等の言一々皆道理至極なり然れども友人は文明世界を知て未だ日本社會と知らざる所ゐるがゆゑに唯日本新聞を責むるを知てこれを恕するを知らざるなり第一日本新聞紙の小くして記事の不十分なる等の事は新聞紙の罪といはんより寧ろ社會公衆の罪なりといはん方適當ならん何となれば新聞紙も一個の營業にして其第一の目的は利に在り社會の人未だ新聞紙を讀むの必要と知らず隨て新聞紙の賣るゝこと少なければ到底其新聞紙を擴張するの工風なきなり若夫日本の新聞紙にしてせ死ては歐米新聞紙の發行高の三分一即ち毎號三四萬乃至七八萬位も賣るゝことゝならんには忽ちに其面目を改めて所謂文明國の新聞紙たる資格と具ふるに至るなるべし又友人は寄書者の姓名を明記せざるを責むれども日本の新聞紙條例には筆者飜譯者なども編輯人印刷人と共犯と以て論え嚴罰に處するあるれみならず新聞紙に記載えたる事項に付官署より其出所の訊問を受けたるときはこれを證明そべし違ふ者は罰すとあるより寄書者は萬一の場合と慮りて其姓名を明記せざるのみならず内々新聞編輯人丈けに通知することさへも好まず依て編輯人は止むを得ず出所不分明なる寄書報告をも時にこれを紙上に記載し後に其出所を證明するを能はずして罰に處せらるゝの例甚だ多し又既に世の談柄となりたる公然たる出來事にて新聞紙上に其記事を怠り又は中途にして其記事を停止するやうの事あるは新聞紙條例に陸海軍大臣は軍事に付外務大臣は外交上の事件に付特に命令を下して記載を禁ずることと得とゐるが爲めなり此等れ禁令と普通警視廳管轄廳の手を經て達するを例とし一たび禁令下ればこれを嚴守するが新聞記者の義務にして其事柄の果して軍事又は外交事件の範圍内に在るや否やを判別するは新聞記者の權内にあらざるなり此等數多の事情あるが爲めに新聞の論說中にも自然含糊吃辯の文章多く新聞社會以外の人はこれと讀んで其論旨を判別するに苦しむが如き場合もあらん畢竟記者輩の未熟あるにも由るとは雖とも亦自から止むを得ざるの情實あるものと知るべきなり今や日本も國會は開け内地雜居は始まり海運の交通も日に益便利ならんとするの時勢に際したれば新聞紙が異成の新聞紙と爲りて其本分を盡そを得るも亦必ず遠きにあらざるべく我輩は後來に向て少なからざる希望を抱くものなり

官報

●虎列剌

流行地	月日	新患	新舊死亡
神奈川縣橫濱區	八月四日	七十六人	五十八人
大阪府	同	二百二十一人	百七十二人
但シ四區西成郡ニ新患百三十二人新舊死亡九十六人			
京都府	同	十三人	六人
但シ上下兩京區ニ新患九人新舊死亡四人			
兵庫縣	同	三十九人	二十五人
但シ神戸區ニ新患九人新舊死亡七人			
岡山縣	同	十六人	十九人
和歌山縣	同	六十三人	四十二人
愛媛縣	同	四十二人	三十八人
三重縣	同	二十人	九人
山口縣	同	四十一人	二十六人
合計		新患四百九十八人	新舊死亡三百六十一人
廣嶋縣	八月三日	四十七人	五十人
富山縣	同	七十八人	六十三人

○流行地外虎列剌　北海道函館去る三日四日新患八人内入港船中一人、死亡四人同一昨四日小樽着港船中患者一人、死者四人」神奈川縣一昨四日新患三十八人、死亡二十四人」群馬縣一昨四日及昨五日新患六人内死亡一人」埼玉縣去る三日四日新患十六人内死亡六人」栃木縣去る三日新患二人内死亡一人」茨城縣去月二十七日より三十一日迄新患十八人内死亡二人」秋田縣去る三日新患十六人、新舊死亡十八人」新潟縣去月三十日三十一日新患五十三人新舊死亡三十八人」青森縣去月三十一日新患四人内二人北津輕郡小泊入港の漁船乘組人翌日死亡及舊患死亡二人」山形縣一昨四日新患一人」靜岡縣去る二日三日新患五人、死亡五人」愛知縣去る一日二日新患十一人死亡八人」岐阜縣一昨四日新患死亡五人」石川縣去月二十三日及二十五日より三十一日迄新患二十一人内死亡六人」長野縣去る三日四日新患十二人、死亡八人」鳥取縣去月二十六日より本月四日迄新患七人内死亡五人」島根縣一昨四日新患十五人、新舊死亡十六人」佐賀縣去る三日新患十三人、新舊死亡九人」德島縣去る三日新患十人、新舊死亡六人」長崎縣去る三日新患三十人、死亡八人なり

（以上本年八月六日官報）

雜報

○神戸通信（八月二日發）製茶買込　去る七月中各地より當港へ着荷したる製茶は二百二萬二千四百二十斤にして當港の茶商より居留地商館へ賣込高は百九十九萬五百四十斤現在高は百九十九萬三百八十斤なりと○新造吉野川丸　兵庫川崎造船所にて新造中なりし大坂商船會社の吉野川丸は既に竣功して昨一日午後より須磨大坂間に於て運轉式を執行したり同船の構造は鋼鐵製にて長百卅尺、幅廿尺深さ九尺五寸二本マスト機械はコンパウント　スクルウ　速力十三英里にして費用は六萬圓を要したりと○商船會社支店　當港海岸通りの神港社は客月三十一日限り大坂商船會社へ事務を引繼昨一日より商船會社支店の名義にて事務を取扱ふことになりたり○衞生課廢止　兵庫縣廳にては今度衞生課を廢し其所屬なりし針灸術取締、賣藥者處分方、保險部、統計部は警察署に神戸病院、同黴毒病院、縣立神戸醫學校、開業醫取締方、藥舖、產婆は學務課に救恤部は兵事課に合併し昨今事務の引繼中なり○避病院を閉づ　當區内のコレラ患者は漸次消滅に赴きしを以て和田岬の避病院は七月三十一日限り閉院したり○鐵道局員の出京　野田鐵道事務官、飯田同大技長は今度俄に出京を命ぜられ昨一日の便船にて出發したり右は中山道れ鐵道敷設が東海道に改りたる用向の由にて歸任の節は陸路東海道を巡廻する筈なりといふ

○金澤通信（七月三十一日發）加藤惠證師の當地へ來りしとは過日電報せしが同師は北陸佛道協會の求めに應じて去る廿日より廿六日迄當地の公會堂に於て佛教演說と爲したるに傍聽人は毎日三四百名と下らざりしと是迄當地へ來りし演說者は隨分多きとなるが未だ曾て其雄辯同師の右に出る者を見ずと市中の評判なり又同師は能州羽咋郡の有志者の招に應して去る二十七日同地へ赴きたり○去る二十四日頃のとなりとか當縣下河北郡河北潟に沿へたる大根布村に一名の虎列剌病患者あ

りて其吐瀉
の中にて
患者を生
延の模様
るとと蔡
は先般以
ぬも暑氣
て朝夕は
ては鹹に
お付上來
○山形通
月一日よ
る廿七日
平氏は西
日當地へ
暗し歸宮
陶器等を
の濱へ赴
以來判事
は奏任四
に任せら
廳詰を命
田縣驛遞
極繁忙に
工事も近
なり○構
栽培の實
も出頭
南、西、
より繁昌
たるが故
あ之を採
察を遂
は縣下
地方も
八分は
殆んど
白上等
場にて
も物産
左もど
氣よて
と云ふ
○松山通
書記官
て讃岐
廿七日
宮城の
今度上
ては當
○虎列
五六日
と生ず
れに反
名より
吏員數

郵便爲替及貯金ハ當分ノ内午前七時ヨリ正午十二時迄取扱フ
明治十九年七月二十日
驛遞局

來ル八日午後七時芝區愛

廣告
先般廣告仕候通本月一日開業以來江湖の蒙御愛顧日々賣捌候高思の外多く自然時として品切れの物も有之且製造人の都合に依り旁〻當分の内毎月
一日六日十日十六日廿日廿

廣告
今般弊社儀當港外國人居留地大浦海岸三番地へ移店營業仕候ニ付テハ不相變舊來ノ御愛顧ヲ以テ雜品賣買等之儀御依頼ヲ蒙リ度則開業後一層諸君ノ爲事ヲ御便利ヲ相謀リ萬端厚ク注意可仕候此段廣告仕候也

吳佐世保
入札望ノ
委員エ入
但入